

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月5日
【会社名】	日本ペイント株式会社
【英訳名】	NIPPON PAINT CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 酒 井 健 二
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀北2丁目1番2号
【電話番号】	(06) 6455 9141
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 赤 木 勤
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南品川4丁目1番15号
【電話番号】	(03) 3740 1110
【事務連絡者氏名】	東京事業所長 山 口 一 夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 102,300,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日本ペイント株式会社東京事業所 (東京都品川区南品川4丁目1番15号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月3日付をもって提出した有価証券届出書（なお、平成26年2月3日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正されております。）につき、記載事項の一部に訂正事項がありますので、これを訂正するため、また添付書類のうち、「利用適格要件を満たしていることを示す書面」と題する書面が「『参照方式』の利用適格要件を満たしていることを示す書面」と題する書面と内容において同一ですので、これを削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

第一部 証券情報

募集又は売出しに関する特別記載事項

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 参照情報

第1 参照書類

(添付書類の追加)

平成25年6月28日に関東財務局長に提出した金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

(添付書類の削除)

利用適格要件を満たしていることを示す書面

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ ̄で示してあります。

【表紙】

(訂正前)

<前略>

【最寄りの連絡場所】

東京都品川区南品川4丁目1番15号

【電話番号】

(06) 3740 1110

<後略>

(訂正後)

<前略>

【最寄りの連絡場所】

東京都品川区南品川4丁目1番15号

【電話番号】

(03) 3740 1110

<後略>

第一部【証券情報】

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(訂正前)

<前略>

さらに、Wuthelam社らは、自ら及びWuthelamグループ等が保有する当社株式の議決権割合が10.0%を超えていることを条件として、特定の者を、新たに当社の取締役候補者として2名指名することができることとされています。

<中略>

Wuthelam社ら及び当社は、将来的に、当社が自ら又はその子会社を通じて本合弁会社持分取得の対象の合弁会社及びP.T. Nipsea Paint and Chemical Co., Ltd. (インドネシア) その他アジア地域におけるWuthelamグループ等と当社とで運営する合弁会社の株式の全てを保有できるようにするために必要な協議を、相互に誠意を以て行うこと。

(訂正後)

<前略>

さらに、Wuthelam社らは、自ら及びWuthelamグループ等が保有する当社株式の議決権割合が10.0%を超えていることを条件として、原則として、特定の者を、新たに当社の取締役候補者として2名指名することができることについて新たに合意しております。

<中略>

Wuthelam社ら及び当社は、将来的に、当社が自ら又はその子会社を通じて本合弁会社持分取得の対象の合弁会社及びP.T. Nipsea Paint and Chemicals (インドネシア) その他アジア地域におけるWuthelamグループ等と当社とで運営する合弁会社の株式の全てを保有できるようにするために必要な協議を、相互に誠意を以て行うこと。

なお、当社は、Wuthelam社らが、本第三者割当増資の実行日からその後2年間が経過する日までの期間に限り、自ら又はWuthelamグループ等をして、本第三者割当増資実施後における株式数を前提として、Wuthelam社ら及びWuthelamグループ等の保有する当社株式の当社の発行済株式総数に対する割合が39.0%を超えない限度において、当社の株式を立会外取引を除く取引所金融商品市場における取引によって追加で取得し又は取得させるという意向を有していることを承知しており、当社としても、Wuthelam社らが、その限度で、当社の株式を追加的に取得することについては了承しております。もっとも、Wuthelam社らが保有する当社の株式の議決権割合が当社の成長により将来的に低下していくことはあり得るところです。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(訂正前)

<前略>

c. 割当予定先の選定理由

<中略>

なお、本第三者割当増資は当社株式の希薄化を伴うものであります。しかしながら、当社としては、2015年に開始となる次期中期経営計画「サバイバル・チャレンジ Stage 」にて標榜する「利益の拡大世界のトップメーカーと肩を並べる」の達成のためには、海外、特にアジア地域における持続的成長基盤の強化及び収益体質の強化を速やかに実行していくことが重要な課題であると考えております。当社としては、このような認識の下、本第三者割当増資により当社株式の希薄化が生じることとなるものの、本第三者割当増資を通じた資本関係の強化によって当社とWuthelamグループとの提携関係をより強固なものにしつつ、本第三者割当増資により調達する資金によって、当社の財務基盤の安定性を維持した上で、アジア地域におけるWuthelamグループとの合弁会社のマジョリティ化を実現し、当社がイニシアチブを持った上で当該合弁会社を運営することによって当社のアジア地域を中心とした事業基盤を一層強固なものにすることにより、希薄化を上回る当社の企業価値向上に資するものと考えており、既存株主の皆様の利益の拡大にも貢献するものと判断いたしました。以上のように、当社にとって、負債による調達や公募増資、株主割当等の手法と比較し、Wuthelamグループとの提携をより強固なものにしつつ、財務の健全性を確保しながら、戦略投資のための迅速かつ確実な資金調達ができる第三者割当増資の方法が望ましいと判断いたしました。

<中略>

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本第三者割当増資にかかる払込日までに、金融機関からの借入れを実施し、払込みに必要な金額に足りる資金の準備を完了する予定であるが、仮に、十分な額の借入れを行うことができなかった場合であっても、自己資金の充当により払込みを行う旨の報告を得ております。また、割当予定先からは、本第三者割当増資の実行及びその前提となる本合弁会社持分取得の実行について、割当予定先又は当社において、各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等を得ることが必要になることが想定され、当該届出許認可等が履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過するまで相当長い期間を要することが予想されるため、借入れの具体的な時期やその他の詳細については今後決定する予定であり、現時点においては、具体的な詳細は決定されていない旨の報告を受けております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

c. 割当予定先の選定理由

<中略>

なお、本第三者割当増資は当社株式の希薄化を伴うものであります。しかしながら、当社としては、2015年に開始となる次期中期経営計画「サバイバル・チャレンジ Stage 」にて標榜する「利益の拡大世界のトップメーカーと肩を並べる」の達成のためには、海外、特にアジア地域における持続的成長基盤の強化及び収益体質の強化を速やかに実行していくことが重要な課題であると考えております。当社としては、このような認識の下、本第三者割当増資により当社株式の希薄化が生じることとなるものの、本第三者割当増資を通じた資本関係の強化によって当社とWuthelamグループとの提携関係をより強固なものにしつつ、本第三者割当増資により調達する資金によって、当社の財務基盤の安定性を維持した上で、アジア地域におけるWuthelamグループとの合弁会社のマジョリティ化を実現し、当社がイニシアチブを持った上で当該合弁会社を運営することによって当社のアジア地域を中心とした事業基盤を一層強固なものにするだけでなく、将来的にはアジア地域以外における事業戦略をも加速させる基盤を整うことにより、希薄化を上回る当社の企業価値向上に資するものと考えており、既存株主の皆様の利益の拡大にも貢献するものと判断いたしました。以上のように、当社にとって、負債による調達や公募増資、株主割当等の手法と比較し、Wuthelamグループとの提携をより強固なものにしつつ、財務の健全性を確保しながら、戦略投資のための迅速かつ確実な資金調達ができる第三者割当増資の方法が望ましいと判断いたしました。

<中略>

f. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先からは、本第三者割当増資にかかる払込日までに、金融機関からの借入れを実施することを予定しておりますが、十分な額の借入れを行うことができなかった場合には必要に応じて自己資金を充当することも考えている旨の連絡を受けております。また、割当予定先からは、本第三者割当増資の実行及びその前提となる本合弁会社持分取得の実行について、割当予定先又は当社において、各国の競争当局の企業結合に関する届出許認可等、関係当局の許認可等を得ることが必要になることが想定され、当該届出許認可等が履践され、（待機期間がある場合には）待機期間が経過するまで相当長い期間を要することが予想されるため、借入れの具体的な時期やその他の詳細については今後決定する予定であり、現時点においては、具体的な詳細は決定されていない旨の報告を受けております。

<後略>

5【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)
Nipsea International Limited	Units 509-515, 5F., Trade Square, 681 Cheung Sha Wan Road, Kowloon, Hong Kong.	-	-	60,000	18.76
FIRST INDUSTRIES CORP. (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	VANTERPOOL PLAZA, 2ND FLOOR, WICKHAMS CAY I, ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (東京都品川区東品 川2丁目3番14号)	38,516	14.82	38,516	12.04
ナテイクシス (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	30 AVENUE PIERRE MENDES FRANCE 75013 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸 の内2丁目7番1号 決済事業部)	13,001	5.00	13,001	4.06
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2 丁目11番3号	12,774	4.92	12,774	3.99
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1 丁目8番11号	11,488	4.42	11,488	3.59
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の 内1丁目6番6号 日本生命証券管理部 内	11,101	4.27	11,101	3.47
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株 式会社)	東京都中央区築地7 丁目18-24 (東京都中央区晴海 1丁目8番11号)	10,750	4.14	10,750	3.36
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の 内1丁目1番2号	9,999	3.85	9,999	3.13
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の 内2丁目7番1号	7,133	2.75	7,133	2.23
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株 式会社)	東京都千代田区丸の 内1丁目4番1号 (東京都中央区晴海 1丁目8番11号)	7,053	2.71	7,053	2.21
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (トヨタ自動車口)	東京都港区浜松町2 丁目11番3号	5,109	1.97	5,109	1.60
計	-	126,925	48.85	186,924	58.44

< 後略 >

(訂正後)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)
Nipsea International Limited	Units 509-515, 5F., Trade Square, 681 Cheung Sha Wan Road, Kowloon, Hong Kong.	-	-	60,000	18.76
FIRST INDUSTRIES CORP. (常任代理人 シティバンク 銀行株式会社)	VANTERPOOL PLAZA, 2ND FLOOR, WICKHAMS CAY I, ROAD TOWN, TORTOLA, BRITISH VIRGIN ISLANDS (東京都品川区東品 川2丁目3番14号)	38,516	14.82	38,516	12.04
ナテイクス (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	30 AVENUE PIERRE MENDES FRANCE 75013 PARIS FRANCE (東京都千代田区丸 の内2丁目7番1号 決済事業部)	13,001	5.00	13,001	4.06
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2 丁目11番3号	12,774	4.92	12,774	3.99
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1 丁目8番11号	11,488	4.42	11,488	3.59
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の 内1丁目6番6号 日本生命証券管理部 内	11,101	4.27	11,101	3.47
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株 式会社)	東京都中央区築地7 丁目18-24 (東京都中央区晴海 1丁目8番11号)	10,750	4.14	10,750	3.36
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の 内1丁目1番2号	9,999	3.85	9,999	3.13
株式会社三菱東京UFJ銀 行	東京都千代田区丸の 内2丁目7番1号	7,133	2.75	7,133	2.23
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラス ティ・サービス信託銀行株 式会社)	東京都千代田区丸の 内1丁目4番1号 (東京都中央区晴海 1丁目8番11号)	7,053	2.71	7,053	2.21
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (トヨタ自動車口)	東京都港区浜松町2 丁目11番3号	5,109	1.97	5,109	1.60
計	-	126,925	48.85	<u>186,925</u>	58.44

< 後略 >

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

< 前略 >

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成26年2月3日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

(訂正後)

< 前略 >

「4 臨時報告書」の全文削除